

## 四半期報告書の作成上の留意点（平成 21 年 6 月第 1 四半期提出用）について

財団法人 財務会計基準機構 企画部副長 渡部 類

はじめに

四半期報告制度は、平成 20 年 4 月から適用された新しい開示制度で、平成 21 年 4 月からが四半期報告制度適用 2 年目となる。したがって、以下本稿では、適用初年度と異なる点、主な改正点を中心に解説することとする。ただし、会計基準等の早期適用関連、確認書関連については解説を省略している。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

（注）本稿では原則として平成 21 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて解説を行う。

したがって、平成 21 年 7 月 8 日内閣府令第 41 号の改正は反映していない。当該改正内容については、「四半期報告書の作成上の留意点（平成 21 年 9 月第 2 四半期提出用）」で解説している。

（凡例）

開示府令・・・・・・・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令

開示ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する留意事項について

四半期連結財規・・・・・・・・・・・・・・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期連結財規ガイドライン・・・・・・・・「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」  
の取扱いに関する留意事項について

四半期財規・・・・・・・・・・・・・・・・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期財規ガイドライン・・・・・・・・「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」  
の取扱いに関する留意事項について

四半期報告書全般にわたる作成上の留意点

四半期報告書においては、四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しないと規定されており、本稿では四半期連結財務諸表を記載している場合を想定している。

また、四半期報告制度は平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入されたため、適用初年度では記載が不要であった前連結会計年度に係る四半期連結財務諸表や、前年同四半期との対比の記載が必要となってくる箇所がある。

企業の概況

主要な経営指標等の推移では、開示府令第四号の三様式記載上の注意（以下、記載上の注意）(5)により、当四半期連結会計期間、当四半期連結累計期間、前年同四半期連結会計期間、前年同四半期連結累計期間、最近連結会計年度の 5 期間について、一定の経営指標等を記載することとされている。昨年度は適用初年度のため記載不要であった、前年同四半期の記載が必要となるが、第 1 四半期は常に会計期間と累計期間が同一となるため、昨年度の第 1 四半期と同様、回次欄には「第 1 四半期連結累計（会計）期間」とし、また、その記載順序については、特に様式等では規定されていないが、四半期連結損益計算書の記載順序との整合性を考慮するのが適当であると考えられる。

## 事業の状況

### 1. 生産、受注及び販売の状況

記載上の注意(9) aで、前年同四半期と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載することが求められており、昨年度は適用初年度であったため前年同四半期との比較の記載は不要であったが、当第1四半期からこの比較の記載が必要となる。したがって、生産実績、受注状況、販売実績のそれぞれに「前年同四半期比」という記載欄を設け、記載することとなる。(資料1)

(資料1) 生産、受注及び販売の状況

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
事業	XXX,XXX	X.X
~~~~~	~~~~~	~~~~~
合計	XXX,XXX	X.X

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっている。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

また、記載上の注意(9) dで、主要な販売先がある場合には、前年同四半期及び当四半期における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載することが求められているため、当第1四半期から主要な相手先別の前年同四半期の販売実績及び総販売実績に対する割合も記載することとなる。

### 2. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

平成21年3月24日付の府令改正により、項目のタイトルが「財政状態及び経営成績の分析」から「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に変更となり、「記載上の注意」(11) aにおいても、分析・検討内容の項目として「キャッシュ・フローの状況」の文言が追加されている。ただし、これまでも実務的には「キャッシュ・フローの状況」に関する分析・検討内容はすでに記載されていたことから、記載内容の実質的な変更はないものと思われる。

また、記載上の注意(11) a(a)においては、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況について前年同四半期との比較・分析が必要となる。

## 設備の状況

記載上の注意(12) aに規定されているとおり、当第1四半期連結会計期間において、主要な設備について重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、所要の記載項目を事業の種類別セグメントに関連付けて記載することになるが、平成21年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から「リース会計基準」が強制適用になりリース資産がオン・バランスされているので、該当する企業においては、設備の種類別の帳簿価額として、「リース資産」も掲げることとなる。

## 提出会社の状況

平成 20 年 12 月 5 日付の開示府令の改正により、会社が 2 以上の種類の株式を発行している場合、「提出会社の状況」の各項目において、当該株式の種類ごとに関連する事項について開示することとされている。以下、平成 21 年 3 月期有価証券報告書における改正内容と重複するが、再度確認の意味も含めて簡単に解説をする。

まず、「株式等の状況」の「株式の総数」の箇所では、会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、合計欄には、発行可能株式総数を記載することとされた。

次に、「発行済株式」の表では、発行済株式の種類ごとに、「種類」「第 四半期会計期間末現在発行数」「内容」等を記載するが、「内容」の欄の具体的な記載については、記載上の注意(13)cにおいて「単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること」とされている。なお、単元株制度を採用していない場合には、その旨を記載することが適当である。

さらに、記載上の注意(13)dにおいて、会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる内容の異なる 2 以上の種類の株式を実際に発行している場合で、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無や内容に差異があるときには、その旨及び理由を欄外に記載することとされ、この場合、株式の保有や議決権の行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載することとされている。

また、2 以上の種類の株式を発行している場合には、「株式の総数等」の事項以外でも、「大株主の状況」、「議決権の状況」、「役員状況」等の各箇所において、その種類ごとに関連する項目を記載することとされている。

## 経理の状況

### 1. 冒頭記載

四半期報告制度適用 2 年目となるため、前年同四半期に関する記載が必要となってくる。

「四半期連結財務諸表の作成方法について」では、四半期連結財務諸表規則が改正されたため、前第 1 四半期は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第 1 四半期は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している旨を記載することとなる。

また、「監査証明について」においても、前第 1 四半期に係る四半期連結財務諸表及び当第 1 四半期に係る四半期連結財務諸表について、四半期レビューを受けている旨を記載することとなる。

### 2. 四半期連結財務諸表

#### (1) 四半期連結貸借対照表

記載上の注意(22)aにより、「当第 1 四半期連結会計期間末」に係る四半期連結貸借対照表及び「前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表」の記載順序となる。

また、昨年 8 月 7 日付けで四半期連結財規等が改正され、従来「商品」「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」の 5 区分で区分掲記されていたたな卸資産が、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」の 3 区分で区分掲記することとされている。この場合、「表示方法の変更」に該当するか否かの問題が起こってくる。

四半期財規ガイドライン 5 - 1 - 2 で、表示方法の変更に関する内容の記載は、前年度の対応する四半期財務諸表との比較で必要な事項を記載することとされており、四半期連結貸借対照表に関しては、前述のとおり、「当四半期連結会計期間末」と「前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表」しか掲げられないため、前年同四半期に係るものは常に掲げられないこととなるが、この場合も前年同四半期との比較で表示方法の変更の記載を行うことが必要であると考えられる。

したがって、先ほどのたな卸資産の5区分で区分掲記されていたものを、3区分に変更した場合も「表示方法の変更」に該当するが、変更の内容が明瞭であると考えられる場合には、表示方法の変更の記載を省略することができると考えられる。また、すでに、前第1四半期から、府令を早期適用して、3区分で区分掲記されている場合には、そもそも「表示方法の変更」の問題は起こらない。なお、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に属する資産については「たな卸資産」の科目で一括して掲記することができるが、その場合には、その内訳科目及び金額を注記することとされている。

#### (2) 四半期連結損益計算書

記載上の注意(22)b及び記載上の注意(24)bにより、第1四半期の場合には、四半期連結会計期間に係るものは記載を要しないため、前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を左側に、当第1四半期四半期連結累計期間に係るものを右側に記載する。

#### (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

記載上の注意(22)cにより、前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を左側に、当第1四半期連結累計期間に係るものを右側に記載する。

### 3. 注記事項

四半期連結財務諸表における注記の開示対象期間については、特に規定はないため、昨年度と同様、以下の整理をしている。

四半期連結財務諸表に直結して紐付けられる注記(例えば、四半期連結貸借対照表に係る注記、四半期連結損益計算書に係る注記等)については、その四半期連結財務諸表の本表での開示対象期間に合わせて記載し、それ以外の注記、つまり、四半期連結財務諸表に直結していないもの、又はどの四半期連結財務諸表に係る注記か特定できないもの(例えば、継続企業の前題に関するもの、追加情報、株主資本等に関するもの、有価証券に関するもの、ストック・オプション、企業結合等、重要な後発事象等)については、それぞれの記載すべき内容に応じて開示対象期間を定めて、その期間を表題に記載することとしている。

#### (1) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

四半期連結財務諸表においては、四半期連結財規第10条に規定されているとおり、作成のための基本となる重要な事項を網羅的に記載するのではなく、それを変更した場合に限って記載することとなる。

当第1四半期に係る会計処理の原則及び手続きの変更に関連する事項として、「工事契約に関する会計基準」の適用による変更がある。「工事契約に関する会計基準」の適用に関しては、2つの処理方法があるが、1つ目は、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から当会計基準を適用した場合(資料2-1)、2つ目は、当第1四半期連結会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約について当会計基準を適用した場合(資料2-2)のものとなる。

(資料2-1) 会計処理の原則及び手続きの変更(当第1四半期に着手した工事契約から適用した場合)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額 XXX 百万円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。 これにより、売上高は 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

(資料2-2) 会計処理の原則及び手続きの変更(当第1四半期の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約から適用した場合)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額 XXX 百万円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。 これにより、売上高は 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

また、「工事契約に関する会計基準」の適用に関しては、工事損失引当金を計上している場合には、所定の四半期連結貸借対照表関係の注記(資料3-1)(資料3-2)を行う必要があり、さらに、当第1四半期連結会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約について当会計基準を適用した場合には、所定の四半期連結損益計算書の注記(資料4)を行う必要がある。

(資料3-1) 四半期連結貸借対照表関係注記(同一の工事契約についてたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は XX 百万円(うち、商品及び製品 XX 百万円、仕掛品 XX 百万円)である。	-

(資料3-2) 四半期連結貸借対照表関係注記(同一の工事契約についてたな卸資産及び工事損失引当金を相殺表示している場合)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金 XX 百万円(うち、商品及び製品に係る工事損失引当金 XX 百万円、仕掛品に係る工事損失引当金 XX 百万円)を相殺表示している。	-

(資料4) 四半期連結損益計算書関係注記(当第1四半期の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約について適用した場合)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
-	過年度工事利益は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)第25項に基づき、平成21年4月1日時点で存在するすべての工事契約について同会計基準を適用したことによる過年度の工事の進捗に見合う利益である。 なお、過年度の工事の進捗に対応する工事収益の額及び工事原価の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。

次に、自発的に会計処理の原則及び手続きについて変更(会計基準等の改正以外の理由による変更)を行った場合、それがどの四半期において変更が行われたものかによって、影響額等の記載が異なってくることに留意する必要がある。第1四半期に係るものとしては、四半期連結財規第10条第3項、四半期連結財規ガイドライン10-3、四半期財規ガイドライン5-3があり、これらは前期において自発的に会計処理の原則及び手続きについて変更を行っている場合の当期の第1四半期以降に関するものとなっている。

四半期連結財規第10条第3項では、前連結会計年度において自発的に会計処理の原則及び手続きについて変更を行っており、かつ、前年同四半期連結会計期間での会計処理の原則及び手続きと当四半期連結会計期間での会計処理の原則及び手続きが異なっている場合には、その旨並びに前年同四半期連結会計期間及び連結累計期間への影響額を記載すること、と規定されている。この場合の影響額は、四半期連結財規ガイドライン10-3(四半期財規ガイドライン5-3を準用)に定められているとおり、変更後の会計処理の原則及び手続きを前年同四半期連結会計期間及び連結累計期間において適用した場合において計上されるべき金額との差額となる。(資料5)

(資料5) 会計処理の原則及び手続きの変更(前第2四半期において自発的に会計処理の原則及び手続きの変更を行った場合)

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、前連結会計年度の第2四半期連結会計期間より、機械装置の減価償却方法について主として定額法から定率法に変更したため、前第1四半期連結会計期間と当第1四半期連結会計期間で機械装置の減価償却方法が異なっている。なお、前第1四半期連結会計期間に変更後の減価償却方法を適用した場合、当該期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 百万円増加する。

## (2) 四半期連結貸借対照表関係

平成20年8月7日付の四半期連結財規等の改正により、流動資産の区分表示に関する注記事項に変更がある。流動資産に属する資産の金額が、資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当な場合は、適当な科目で一括して掲記することができることとされているが、改正前は一括掲記した場合、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記することが求められていた。しかし、上記の改正により、その注記に関する規定が削除されたので、当該項目に属する資産の科目及びその金額の注記が不要となっている。なお、引当金を除き、無形固定資産、流動負債及び固定負債も概ね同様の取扱いとなっている。

### (3) 有価証券関係

四半期連結財規第 16 条第 2 項が改正されているが、これは、昨年 12 月 5 日に金融危機対応として実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」が公表されたことに伴う改正である。

当実務対応報告の適用には 2 つのパターンが考えられる。1 パターン目は、四半期財規ガイドライン 9 - 2 に規定されている事項で、当第 1 四半期に当実務対応報告を適用し、債券の保有目的区分の変更を行っている場合である。この場合には会計方針の変更に該当するため、「会計方針の変更」の注記をし、さらに重要な変更又は著しい変動が認められるものとして、重要性が乏しい場合を除き、所定の注記が必要となる。

2 パターン目は、四半期連結財規第 16 条第 2 項に規定されている事項で、前連結会計年度に当実務対応報告を適用し、債券の保有目的区分の変更を行った場合である。この場合には、当該変更に係る注記を行った事項に関して、その後、当第 1 四半期において前連結会計年度の末日に比べて重要な変更又は著しい変動が認められるときは、その内容を注記することとなる。

### (4) 企業結合等関係

#### (資料 6) 企業結合等関係の注記(実施した会計処理の概要)

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 15 年 10 月 31 日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 19 年 11 月 15 日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(資料 6) は、共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成における「実施した会計処理の概要」の注記の記載事例であるが、ここで「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 15 年 10 月 31 日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 19 年 11 月 15 日公表分)とあるように、公表日付の後に「公表分」と記載している。これは、いつ公表された会計基準等を適用しているのかを明確にするために記載したもので、この公表日以外でも改正が行われている場合に、その公表分についてのみ適用していることを示している。

### (5) 1 株当たり情報

四半期連結財規第 78 条第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号の記載は、四半期の適用初年度においては記載不要であったが、適用 2 年目となり、記載が必要となる場合があるので、注意が必要である。(資料 7)

#### (資料 7) 1 株当たり情報の注記(株式分割を行っている場合)

当社は、平成 21 年 4 月 1 日付で株式 1 株につき 1.00 株の株式分割を行っている。前連結会計年度の開始の日に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前第 1 四半期連結累計期間に係る 1 株当たり四半期純利益金額は 円 銭、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は 円 銭である。

### (6) リース取引関係

「リース取引に関する会計基準」は、四半期においては平成 21 年 4 月 1 日以後開始する第 1 四半期から強制適用となるが、年度においては平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度からすでに強制適用となっている。したがって、平成 21 年 3 月期有価証券報告書では既に「リース取引に関する会計基準」は適用されているため、当第 1 四半期においては、会計方針の変更に該当しないものと考えられる。

また、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引についても当該リース会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理に準じて会計処理を行っている場合には、四半期連結財規にはリース取引関係の注記事項に係

る規定がないため、四半期報告書での注記は不要となる。

次に、四半期報告書において「リース取引関係」の注記をするケースは、改正四半期連結財規（平成19年8月10日内閣府令第64号）附則第3条第1号又は第2号に該当する場合である。すなわち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、かつ、当該リース取引残高が企業再編等により前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められる場合は、所定の注記をすることとなる。（資料8）

（資料8）リース取引関係の注記（借主側）

当第1四半期連結会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）	
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、かつ、当該取引残高が、企業再編等により前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。	
事業を分割したことにより、減少したリース取引に係る前連結会計年度末における未経過リース料残高相当額	
1年内	X,XXX百万円
1年超	XX,XXX百万円
合計	XX,XXX百万円

#### 四半期レビュー報告書

四半期報告制度適用2年目となり、「前第1四半期連結累計期間分」と「当第1四半期連結累計期間分」の2つの四半期レビュー報告書を掲げることとなる。

以上